

航空コンテナスペース利用促進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 航空コンテナスペース利用促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、沖縄振興特別推進交付金交付要綱（平成24年4月19日府政沖第149号）、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）、その他の法令に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、那覇空港から輸出に要する航空貨物運賃の一部を補助することにより、航空コンテナスペースを利用した輸出促進を図り、もって航空物流ネットワークの構築を推進し、本県の国際物流拠点の形成に資することを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、沖縄県内に本店又は支店を置き、那覇空港貨物ターミナル（那覇市鏡水400番地）内に、輸出貨物の搬出入及び保管機能等を有する航空運送事業者とする。

(補助対象経費、対象仕向地、補助率及び補助上限額)

第4条 知事は、補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助対象経費等は、別表1のとおりとする。
- 3 補助上限額は、航空運賃の市場価格の変動等に応じて適宜、見直すことができるものとする。
- 4 補助対象仕向地は、那覇空港から貨物を輸送する国際航空便の就航状況に応じて、他の仕向地を追加できるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（第1号様式）に知事が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の交付申請を行うに当たって、千円未満の額は切り捨てて報告しなければならない。
- 3 第1項の交付の申請をするに当たって、当該補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。))を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時にお

いて消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

4 申請者は、補助対象経費を同じくする他の補助金と重複して申請してはならない。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の申請を受けたときは、申請書等を審査し、申請に係る補助事業が適正であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、当該申請者にその旨を通知するものとする。

2 知事は、前条第3項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金にかかる消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付決定の変更申請)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ計画変更等承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、その承認を得なければならない。ただし、補助目的に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、すみやかに事故報告書（第4号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 知事は、第8条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第6条の決定の内容（第7条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 交付事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

(4) 交付の決定の後生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割

合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請を取下げることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の申請の取下げをする場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内に、申請取下書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、知事の要求があった場合には、すみやかに遂行状況報告書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は当該年度の3月14日のいずれか早い日までに、実績報告書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、千円未満の額は切り捨てて報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、前2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第14条 知事は、前条第1項の報告を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第6条)に基づく承認をした場合は、その承認した内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項において確定をしようとする補助金の額に、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。
- 3 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
- 4 前項の返還の期限は、第10条第4項の規定を準用する。

(補助金の支払)

第15条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金額の確定後に、補助事業者からの精算払請求書(第8号様式)に基づいて支払うものとする。ただし、知事が必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。

- 2 補助事業者は、前項により概算払いの支払いを受けようとするときは、概算払請求書(第9号様式)を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、第14条第1項の規定に基づく補助対象事業等に係る補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、報告書(第10号様式)により県に速やかに報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前項の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

(立入検査)

第17条 知事は、補助金の交付手続き上必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な書類の提出を求め、又は関係職員(その委任を受けた者を含む。)に帳簿、証拠書類、その他必要な物件を検査させることができる。

(補助金の経理等)

第18条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)年度の翌年度以降5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

- 2 この要綱に規定する申請書その他の書類は、1部とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月3日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(一部改正)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1(第4条第2項関係)

補助対象経費	対象仕向地	補助率	補助上限額	
			国内経由便	国外直行便
航空運賃(燃油サーチャージ及び通関手数料等の諸経費を除く)	台湾	国内経由便 ^{*1}	120円/kg	168円/kg
	韓国	50/100	130円/kg	182円/kg
	中国(香港・マカオを除く)	国外直行便 ^{*2}	165円/kg	231円/kg
	香港・マカオ	70/100	165円/kg	231円/kg
	タイ		190円/kg	266円/kg
	マレーシア		190円/kg	266円/kg
	シンガポール		215円/kg	301円/kg
	インドネシア		210円/kg	294円/kg
	ベトナム		185円/kg	259円/kg
	フィリピン		190円/kg	266円/kg

*1 国内経由便 那覇空港から国内空港を経由して国外空港へ貨物を輸送する航空便

*2 国外直行便 那覇空港から国外空港へ貨物を輸送する航空便

誓 約 書

沖縄県知事 殿

事業所(者)名
代 表 者 職・氏名

私は、国際航空物流機能強化推進事業(航空コンテナ・スペース利用促進事業補助金)の交付申請にあたり、沖縄県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないことを誓約します。

(参 考)

沖縄県暴力団排除条例

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(中略)

- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

第2号様式（第7条第1項関係）

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所（本社所在地・郵便番号）

氏名（名称及び代表者の氏名）

令和 年度航空コンテナスペース利用促進事業補助金計画変更等承認申請書

令和 年 月 日付け沖縄県指令商第 号で交付決定通知のあった補助事業を、下記のとおり変更したいので、国際航空物流機能強化推進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響
- 4 変更後の補助事業に要する経費の新旧対比
- 5 同上の算出基礎
- 6 添付書類
 - (1) 変更後の別紙様式（1又は2）
 - (2) 変更契約を証する書等の写し
 - (3) その他参考となる書類

第3号様式（第8条関係）

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所（本社所在地・郵便番号）

氏名（名称及び代表者の氏名）

令和 年度航空コンテナスペース利用促進事業補助金中止（廃止）
承認申請書

令和 年 月 日付け沖縄県指令商第 号で交付決定通知を受けた補助事業
について、下記のとおり中止（廃止）したいので、承認願います。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

第4号様式（第9条関係）

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所（本社所在地・郵便番号）

氏名（名称及び代表者の氏名）

令和 年度航空コンテナスペース利用促進事業補助金事故報告書

令和 年 月 日付け沖縄県指令商第 号で交付決定通知のあった補助事業の事故について、国際航空物流機能強化推進事業補助金交付要綱第9条の規定により届け出ます。

記

- 1 補助事業の進捗状況及び要した経費
- 2 事故の原因及び内容
- 3 事故に対する処置
- 4 補助事業の遂行及び完了の予定

第5号様式（第11条第2項関係）

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所（本社所在地・郵便番号）

氏名（名称及び代表者の氏名）

令和 年度航空コンテナスペース利用促進事業補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付け沖縄県指令商第 号で交付決定通知のあった上記の補助事業について、航空コンテナスペース利用促進事業補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり交付の申請を取り下げます。

記

- 1 交付決定通知書の受領年月日
- 2 交付の申請を取り下げようとする理由

第6号様式（第12条関係）

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所（本社所在地・郵便番号）

氏名（名称及び代表者の氏名）

令和 年度航空コンテナスペース利用促進事業補助金遂行状況報告書

令和 年 月 日付け沖縄県指令商第 号で交付決定通知のあった補助事業の遂行状況を次のとおり報告します。

記

- 1 事業の遂行状況（令和 年 月 日現在）
- 2 事業に要する経費の状況
- 3 その他参考となる事項

第7号様式（第13条第1項関係）

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所（本社所在地・郵便番号）

氏名（名称及び代表者の氏名）

令和 年度航空コンテナスペース利用促進事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け沖縄県指令商第 号で交付決定通知のあった補助事業を完了（廃止）しましたので、航空コンテナスペース利用促進事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業の実施期間

令和 年 月 日着手

令和 年 月 日完了

2 事業の成果

3 交付決定の額及びその精算額

経費の区分

交付決定額 _____ 円

精算額 _____ 円

差引 _____ 円

4 添付書類

- (1) 補助対象経費の支払を証する資料（領収書等の写し）
- (2) 事業の成果を証する書類（任意様式）
- (3) その他参考となる書類

第9号様式（第15条第2項関係）

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所（本社所在地・郵便番号）

氏名（名称及び代表者の氏名）

令和 年度航空コンテナスペース利用促進事業補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け沖縄県指令商第 号で交付決定通知のあった補助金について、航空コンテナスペース利用促進事業補助金交付要綱第15条第2項の規定により、概算払を下記のとおり請求します。

記

1 概算払請求金額 金 _____ 円

(内訳)

交付決定額 金 _____ 円

受領済額 金 _____ 円

今回請求額 金 _____ 円

残 額 金 _____ 円

2 概算払を必要とする理由

口座振替申出表示	
金融機関の名称	
預金の種類	
口座番号	
口座名義	

担当者	
職・氏名	
所属名	
連絡先	TEL
	e-mail

第10号様式（第16条第1項関係）

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所（本社所在地・郵便番号）

氏名（名称及び代表者の氏名）

令和 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

航空コンテナスペース利用促進事業補助金交付要綱第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額（交付要綱第14条第1項による額の額定額）

_____ 円

2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

_____ 円

3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

_____ 円

4 補助金返還相当額（3-2）

_____ 円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。